

2020年 月 日

様

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
執行委員長 多久和 令一

分会
執行委員長 印

新型コロナウイルスにかかわっての緊急要求書

日頃より貴法人が社会福祉の向上のため、ご尽力されていることに、あらためて敬意を表します。

いま、新型コロナウイルスの感染が日本のみならず世界的規模でひろがり、貴法人(施設)におかれましても、その対策・対応に苦慮されていることと存じます。「利用者の安心・安全な生活、職員の健康と雇用を守り、法人・職場から感染者を出さないように最善を尽くす」ことは、労使共通の課題だと考えます。

つきましては、新型コロナウイルスの感染予防・拡大を防ぐため、あらためて以下の緊急要望を致します。その実現とご尽力いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 利用者・職員の安全を確保するために、以下の事項について関係機関と連携して国・自治体に要望すること。
 - (1) マスクや消毒液等、必要な医療資材を早急に確保し配布すること。
 - (2) 利用者・家族に対し発熱等感染が疑われる場合の対応について周知・徹底するとともに、保健所や医療機関など関係機関と連携して地域の支援体制を確立すること。
 - (3) 利用者・家族に感染者が出た場合の感染拡大の防止、罹患者の収容・治療の体制を確立し、明らかにすること。
- 2 事業の休止や利用者の減などにもなう減収に対する支援など、事業が継続して安定的に運営できるよう、財政支援を含めた支援策を講じるよう関係機関と連携して国・自治体に要望すること。

3 利用者・職員の安全を確保するために、以下の事項について執り行うこと。

- (1) マスクや消毒液等、必要な医療資材を確保し、利用者、職員に提供すること。
- (2) 感染予防のための措置を利用者・家族に周知するとともに、職員にもその対応について徹底を図ること。
- (3) 職員または家族に発熱等感染が疑われる場合は自宅待機を命じること。その場合は職務免除とし給与を全額保障すること。
- (4) 感染が疑われる利用者の状態確認、代替サービス提供の場合は、万全の感染予防を行うこと。
- (5) 通所事業所で利用者・職員で感染者が出た場合は、関係機関と連携して感染予防の措置を講じるとともにすべての利用者・家族の検査の実施を行うこと。また、事業を一時休止する場合は、自治体・地域の関係施設と連携して、利用者・家族への影響を最小限にとどめる措置を講じること。
- (6) 生活施設で利用者・職員で感染者が出た場合は、感染者の治療と感染予防のために医療機関に移送するとともに、早急に関係機関と連携してすべての利用者・家族の検査の実施し保菌者を収容・保護すること。

以上